



野洲市告示第 71 号

騒音に係る環境基準の地域の類型に当てはめる地域等の指定について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）第 1 に規定する類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日

野洲市長 山仲 善彰



地域の類型

(1) A 類型

野洲市の区域のうち別図において黄色で表示した地域

(2) B 類型

野洲市の区域のうち別図において赤色で表示した地域

(3) C 類型

野洲市の区域のうち別図において青色で表示した地域

(4) 地域の類型を当てはめない地域（除外地域）

野洲市の区域のうち別図において着色を施していない地域

なお、地域の類型を当てはめる地域を表示する図面は、野洲市役所環境経済部環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。